

# 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2022 年 7 月 1 日

KDDI 株式会社

KDDI アジャイル開発センター株式会社

2022年7月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号  
ガーデンエアタワー  
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)  
KDDI株式会社  
代表取締役社長 高橋 誠

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号  
KDDI アジャイル開発センター株式会社  
代表取締役社長 木暮 圭一

KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）とKDDI アジャイル開発センター株式会社（以下「KAG」といいます。）とは、2022年5月17日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDIのソフトウェア技術部が行うアジャイル開発事業及び保守事業に関してKDDIが有する権利義務を、KDDIの完全子会社であるKAGに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDIにおいては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割、KAGにおいては同法第796条第1項に基づく略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年7月1日

2. KDDIにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当

事項はありません。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

KDDI は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

KDDI は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 5 月 30 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. KAG における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、かつ同法第 795 条第 2 項各号に掲げる場合及び同法第 796 条第 1 項但書又は第 3 項に規定する場合に該当しないため、本手続について該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割においては、分割会社である KDDI は承継会社である KAG の株主であり、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社かつ唯一の株主であるため、本手続について該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

KAG は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 5 月 30 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れている債権者に各別に催告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により KAG が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項

KAG は、効力発生日である 2022 年 7 月 1 日をもって、本吸収分割に基づき、KDDI から KDDI のソフトウェア技術部が行うアジャイル開発事業及び保守事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。KDDI から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額（概算） 47 百万円

承継負債額（概算） 0 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 7 月 11 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以 上